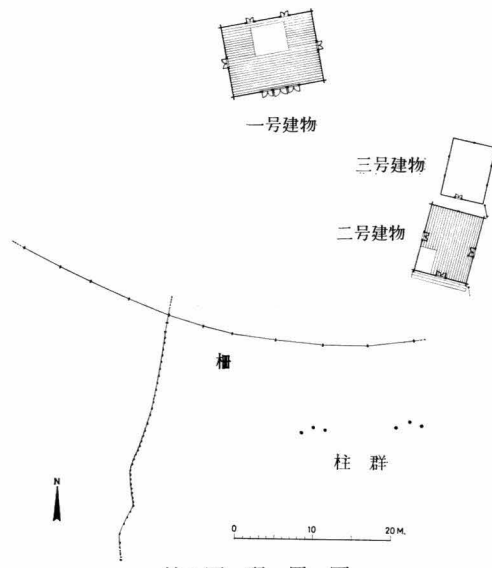


# 胡桃館埋没建物の復原

建造物研究室  
平城宮跡発掘調査部



第1図 配置図

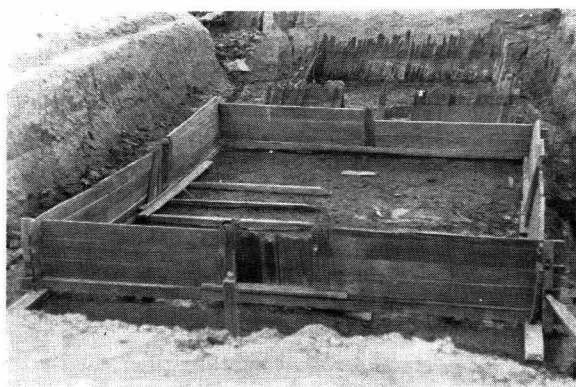
秋田県の米代川流域と男鹿半島付近には、平安時代頃に比定される建物が、土中より発見される場合が今までにもままあった。古くは安永4年にいまの大館市大披(ひらき)

おなじく、かつて突然の洪水のために火山灰と泥土とが混りあったいわゆるシラスによって一気に覆われたものである。最初の発見は、昭和38年の町営運動場造成工事中、ブルトーザーが土中の木材をひっかけるというまったく偶然の機会からであった。その後40年にも、あとでのべる一号建物の一部があらわれ、それが我が国でも例の少ない板倉形式の建物であることが確認され注目をあびた。ついで42年にいたり、県・町の教育委員会を主体とする本格的な発掘調査が計画・実行されたのである。これにひきつづき本年度も8月はじめより3週間にわたって第二次発掘調査がおこなわれ、報告者は後半の10日間これに参加した。ここでは、主として発見建物の紹介と、あわせて当初形式の復原をも試みたい。

## [A] 一号建物

東西方向 南辺11.95m 北辺11.85m (40造営尺、以下もおなじ)・南  
北方向 東辺9.050m 西辺9.060m (30尺) の長方形平面をもつ建物で、  
旧地表より上約15cmが遺存していた。各辺とも継手のないほぼ40cm  
角の長大な土居が、長辺の土居を下、短辺の土居を上、半落しの渡  
腮にして組み、数個の玉石の上に据えられている。土居上には、南面

で、文化14年には鷹巣町小ヶ田(おがた)の地で、いろいろな伴出物とともに出土したことが平田篤胤の『皇国制度考』などにあり、また最近では、男鹿市脇本で堅穴式住居とみられるものが屋根葺材までもそのままに発見されている。ここで報告する北秋田郡鷹巣町綴子(つづれこ)字胡桃館(くるみだて)の埋没家屋も、他の米代川流域のものと同



第2図 二号建物・三号建物全景

中央に連続して3カ所、北面に2カ所、東西面にそれぞれ1カ所の扉口があり扉口の両側には断面矩形の方立を土居に大入れに立て、扉板は一枚板とするか、あるいは2枚の板を角太柄ではぎ合わせるかして、土居上に直接軸摺穴をうがち外開きに建込んでいる。扉口以外の部分は、厚5〜6cm・巾30cmの横板を校倉を組む様に直交する材を交互に積上げ横板壁を形成し、遺材は1枚ないし2枚、痕跡としては3枚分確かめられずなくともそれ以上積上っていたことがわかる。内部は、旧地表面上の短辺方向に数本根太が配置され、また根太下飼い物とみられる木片が散布していたから、床は板敷きであったらしい。ただ中央の背面寄りに上端をのこぎり様のものに切断した3本（2本は円形、1

本は矩形で、板溝や柄穴などの仕口があつて転用材らしいが、その用途は不明）の材が土中に掘立てられ、しかもそれが床上端よりも突き出る長さになつたので、この部分のみ床板がなかったものと思われる。42年度の調査で以上のことが判明したが、今年度はこれに加えて、南側中央扉口の前

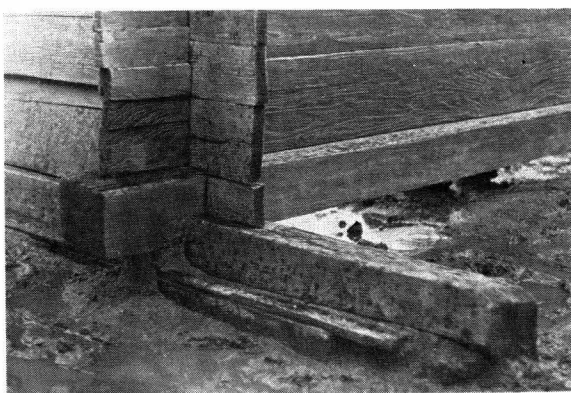
の杓ぬぎ石の精査、南面雨落ち溝の発見などによって、南面が正面であること、軒の出が1.8m近くあつたことなどが確認された。

これらの資料によつて埋没前の姿を復原したのが第4図である。以下復原根拠を列挙してみよう。

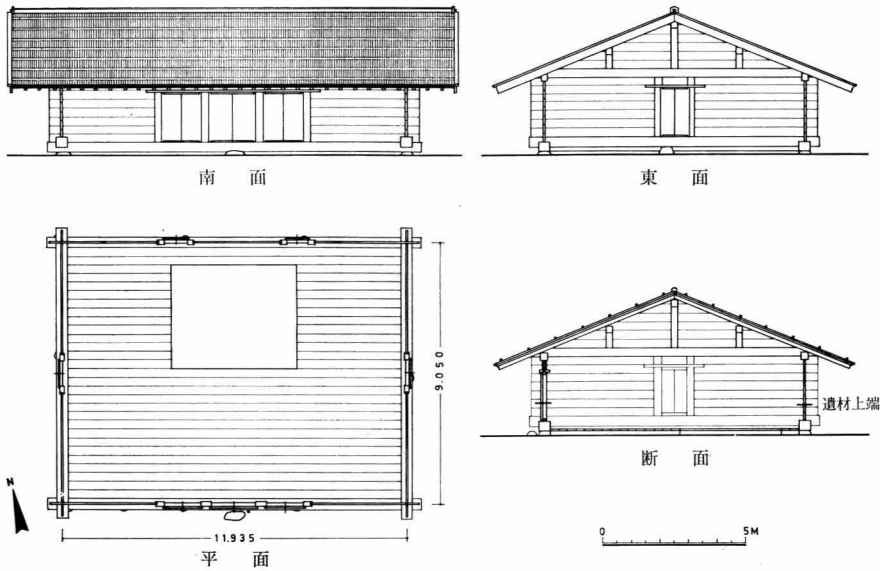
1 扉口の構造は、既出の冠木材が（上部材として発見された唯一のもので、内法寸法が北面東側扉口と一致する）方立の上部に軸摺材として入つていたものと考えられる。その高さは、壁板が比較的薄いことから考えて、通常の内法（1.8m）程度であつたろう。いま冠木上端と板上端とが同一面であつたと仮定すると、冠木は6枚目の板位置（板壁高さで1.8m）にくるのが適当かと思われる。

2 板壁部分の積上げ高さもきめ難いが、現存する同種の遺構からみると、冠木上に1〜2枚通すのを通例とし、またその方が構造的にも強くなるから、ここでも1枚いれ、扉の分とあわせ7枚（2.1m）積上つていたものと考えた。

3 上部構造は、梁を10尺間



第3図 二号建物南面隅詳細



第4図 一号建物復原図

隔に妻ともで5本かけ、東西棟の切妻と想定した。また軒の出が比較的深いから、出桁にしない以上檼はあったものとみられ、梁間10尺に8枝配った。

4 屋根葺材については、まったく資料はみあたらないが、一応檼上に横板をうちその上に杉皮をならべ丸太様のもので押えたものとした。使用木材がほとんど杉材であるところから杉皮の利用は充分考えられるからである。

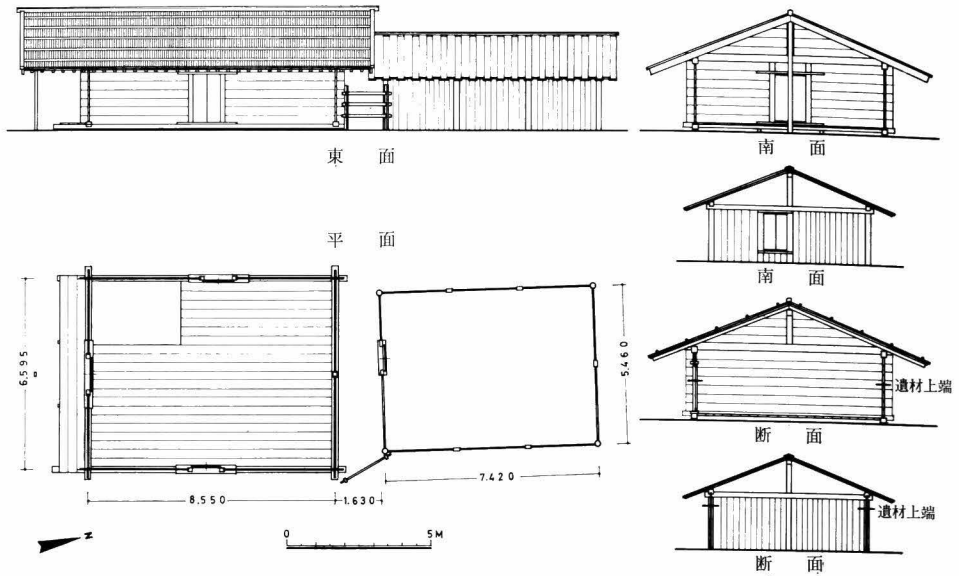
〔B〕 二号建物

南北方向 東辺8.500m 西辺8.575m (89.5尺) ・東西方向 南辺6.590m 北辺6.610m (22尺)の長方形平面で、三号建物とほぼ軸をそろえている。構造は一号建物と酷似し、違っている点は、建物規模に比例して部材寸法が小さいこと、土居先端が南向にのみ1.1mほど延びていること、土居は要所に薄板を敷いて設置されていること、扉口は南・東・西の三方にあり、敷居をいれ扉は内開き、内部に戸締栓があること、南面中央で板真より1.8mはなれた位置に棟持柱が掘立てられていること、などである。今年度の内部床面調査によって、南西隅には炉跡がありこの部分は土間であるとみられたが、この場所以外は根太・床板の存在からやはり板張りであったことがわかる。遺構の残存状態は一号建物よりも良く、壁板で4枚分を数えた。

復原については大体一号建物と同基準によったが、ここで特徴のあるのは南入口部分である。棟持柱の発見によって南北に棟をとおす切妻造りであった決定的な資料を得、このために南面のけらばの出が深く、南扉口の前をすっぽりと覆う様な形になった。それと同時に土居先端の南方への延びは、これに二、三枚板を敷き浜床とするのに丁度良い長さになる。冬期の降雪期の生活を考えるとまさに理にかなった形式といえよう。

〔C〕 三号建物

南北方向 東辺7.420m 西辺7.360m (24.5尺) ・東西方向 南辺5.460m 北辺5.460m



第5図 二号・三号建物復原図

(18尺)の南北に長い長方形平面で、一号建物の北に約1.6mの間隔をおき隣接し、南北軸線はなぜか2度ほど西へ振っている。この建物は前二者とはまったく異った構造で四隅の柱を不整多角形、間柱を矩形にした断面の材を用い、すべて掘立てにして、柱と柱の間は土中に差し込んだ厚1.5~3.0cm、巾15~20cmほどの縦板をもってふさぐ。扉口は南面に一カ所中央より西寄りに設け、地表面より38cmと高く踏込む。内部には炉跡とともに炭の堆積箇所があり、全面土間であったらしい。縦板壁は現在1.5mの高さが残っており、横棧その他の取付け跡はみあたらない。桁または梁の下端に溝をつけて板上端をとめたとしても壁板の有効高さは1.8m(6尺)位であろう。屋根は南北棟の切妻造りとする、南のけらばは二号建物の下に入り高さの関係はおさまる。東西面の間柱位置は、1辺を3等分し、かつ相對しているからこれに梁をかけ桁はその上に乗ると考えた。建物の規模・程度から流し板葺であった可能性が強いから、その面からも都合がよいことになる。

以上、この遺跡から出土した3棟の建物についてのべた。この他、建物南方に東西方向およびこれに直交した形で南にのびる柵、12mの間隔を置いて相對する3本一組の巨大な柱群などあり、また伴出した遺物も多いが、ここではすべて省略する。

発掘によって得られる建築遺跡でこの様に多量にかつ建ったままの状態で建築部材が出てきたことはまったく希有といわねばならない。なかでも、今まで資財帳などの文献では知られていながら、実際の遺構としては中世以降のものがわずかに四、五棟残っているにすぎない板倉形式の建物に、この一例を加えたことは、建築史の空白をうめる意味でも重要である。今後の問題としては、遺跡範囲の確認・共存建物の有無・発見部材の保存処理など多々あるが、それにもまして急務なのは、なんらかの指定措置によって遺跡全体を破壊から護ることにあろう。

(細見 啓三)